



法律解説国会・内閣

新型コロナウイルス等対策特別措置法

平成二十四年五月二日法律第三号

概要

病原性の高い新型コロナウイルスや未知の感染症は、いつ発生してもおかしくない状況にあり、その対策の強化を図ることは、危機管理上、喫念の課題である。このような状況の中で、平成二十四年四月二十日に「新型コロナウイルス等対策特別措置法」が成立し、同年五月一日に公布された。

新型コロナウイルス等対策特別措置法は、体制整備として、行動計画等の作成、国、地方自治体の対策本部の設置について定めるとともに、発生の際の措置として海外発着時の水際対策、一般国民に先行してワクチンを接種する仕組みである特定接種、住民に対する予防接種、外出自粛要請、集客場等の施設使用制限、医療提供体制の確保等について定めている。

1 はじめに

病原性の高い新型コロナウイルスや未知の感染症は、いつ発生してもおかしくない状況にあり、その対策の強化を図ることは、危機管理上、喫念の課題である。

第一八〇回国会で成立した「新型コロナウイルス等対策特別措置法」（平成二十四年法律第三号、以下「特措法」という）は、まさに健康と国民生活、経済にわたる総合的な危機管理法

制として制定された。以下、特措法について解説する。

2 新型コロナウイルス等とは

特措法の対象は「新型コロナウイルス等」（二条一号）であるが、これは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成一〇年法律第二四号、以下「感染症法」という）六条七項に定められた「新型コロナウイルス等感染症」以外にも二つある。それは、

「新感染症」（感染症法六条九項。症状が重篤な未知の感染症）であって、全国的かつ急速にまん延するおそれがあるもの」については、新型コロナウイルス等感染症と同様のインパクトを持ち、健康危機管理及び社会の危機管理を要するものとの観点から、これを特措法の対象に含めている。

また、特措法は、病原性の高い新型コロナウイルス等を一番の急務においてつくられているが、通常、発生当初の時点ではその病原性が明らかではない場合が多いと考えられ、そういった場合にも特措法による政府対策本部の設置などの所要の対策が動き出す必要があるため、病原性が明らかとなっていないものも基本的には特措法の対象としている。

いわゆる「新型コロナウイルス」とは新型コロナウイルス感染症のことであるが、新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザと、かつて世界的規模で流行したがその後流行することなく季節間が経過したインフルエンザが再興したものの総称である。毎年流行を繰り返している季節性のインフルエンザとはウイルスの病原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、人から人効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的混乱を引き起こすことが懸念される。

過去に発生した例をみると、二〇世紀では、一九一八年（大正七年）〜一九年にかけて発生したスペインインフルエンザのパンデミックが最大で、世界中で約四〇〇〇万人が死亡したと推定されており、我が国でも約三九万人が死亡した。また、一九五七年（昭和三十三年）にはアジアインフルエンザ、一九六八年（昭和四十三年）には香港インフルエンザが発生し、大流行しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

近年、東南アジアなどを中心に、鳥の園でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されている（平成二十四年九月二八日現在で感染者六〇八名、うち死亡した人は三五九名（WHO報告分））。このような鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスが変異することにより、人から人効率よく感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型コロナウイルスが発生することが懸念されている。

新型コロナウイルスの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型コロナウイルスウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、随時最新の科学的知見を踏まえて見直すことが必要であるが、「新型コロナウイルス対策行動計画」（平成三年九月二〇日）においては、一つの想定として、過去に世界的な大流行をしたインフルエンザのデータを

参考に死亡者数等の想定を行っている。この想定は、新型コロナウイルスワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による対策の効果は推計の前提とはしていないが、重症の新型コロナウイルスが発生・流行した場合には、死亡者の上限は約六四万人になると推計されている。また、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大四〇％程度が欠勤することが想定されるとともに、一部の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性があると考えられている。

また、新感染症についても、二〇〇三年（平成一五年）二月、二一世紀になってから初の新感染症SARSが出現し、アジア地域を中心に瞬く間に世界各地に及び、世界的な脅威となったことは記憶に新しいところである。SARSの出現に対し、WHOは三月二日にいち早く世界的警報を発表し、その後、SARSの症例定義を発表し、疾病の特徴をとらえ、渡航制限の勧告を速やかに行うなど、SARSの封じ込めに向けて強い決意を示しつつ、迅速な対応を行った。我が国においても、二〇〇三年（平成一五年）四月に、SARSを感染症法上の新感染症として位置づけ、積極的疫学調査などの対策が講じられた。

3 これまでの取組

我が国では、二〇〇五年（平成一七年）二

月、新型コロナウイルス対策を迅速かつ確実に講じるため、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ等対策計画」に基づいて、「新型コロナウイルス対策行動計画」を策定し、その後、科学的知見の蓄積を踏まえ、数次にわたる部分的な改定を行ってきた。また、二〇〇八年（平成二〇年）四月、第一六九回国会において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び感染症の患者に対する医療（平成二〇年法律第三〇号）が成立し、新型コロナウイルスを入院措置、検査等が可能に感染症として位置づけるなど新型コロナウイルス対策の強化が図られたことを受け、二〇〇九年（平成二一年）二月行動計画の抜本的な改定を行った。

4 経緯と背景

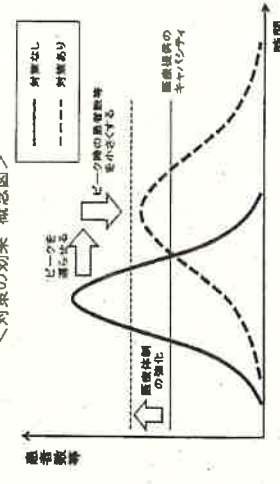
二〇〇九年（平成二一年）四月、新型コロナウイルス（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後一年余で約二〇〇万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約一・八万人、死亡者数は二〇二人であり、諸外国と比較して非常に低い水準にとどまった。新型コロナウイルス（A/H1N1）の病原性は比較的弱いものにとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

他方で、病原性の高い新型コロナウイルス発

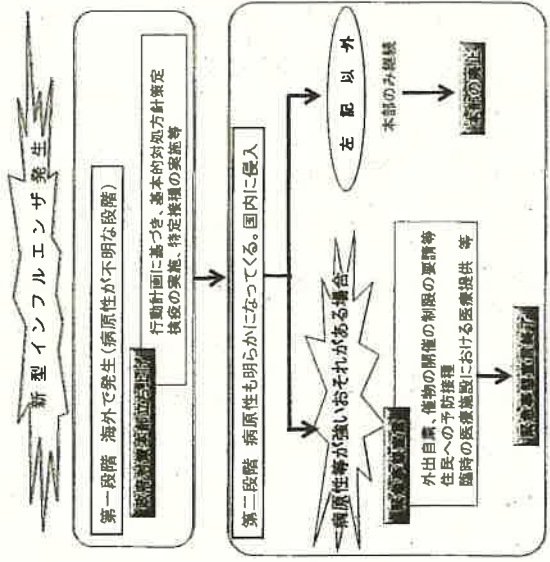
新型コロナウイルス等対策特別措置法
その影響を少しでも抑えるためには、平時

図表2 新型コロナウイルス等対策の基本方針

- 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会経済を破綻に至らせない。
⇒迅速な対策のための明確な体制を構築する。



図表3 法律が想定している一般的な経過例



かつ、これにかかった場合の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、新型コロナウイルス等対策の実施に関する計画、新型コロナウイルス等緊急事態措置その他新型コロナウイルス等に関する特別の措置を定めることにより、新型コロナウイルス等に対する対策の強化を図り、もって新型コロナウイルス等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

から緊急事態への移行時間を確保するために患者発生へのピークを遅らせること、そしてそのピークを医療提供のキャパシティの限界内に抑え止めることが重要である。新型コロナウイルス等が発生した場合には、感染症法や検疫法(昭和二十六年法律第二〇号。以下「検疫法」という)などの既存の法律とともに、特措法に基づく措置を実施することになるが、特措法に

は、この戦略を実行するために必要な措置が盛り込まれている(図表2参照)。図表3は、特措法の運用を、特に新型コロナウイルス等緊急事態宣言を中心にして、一般的な経過例として時系列的にみてものである。新型コロナウイルス等が国内又は海外で発生したときには、国及び都道府県に対策本部が設置される。次第に症例や遺伝子分析による知見が世

生の可能性に変わりはなく、病原性が季節性並みであったこの新型コロナウイルス(A/H1N1)においても一時的、地域的に医療資源、物資の逼迫なども見られ、病原性の高い新型コロナウイルスが発生した場合に備えて対応できるよう十分な準備を進める必要があることが認識された。このため、二〇二二年(平成三三年)九月、新型コロナウイルス(A/H1N1)対策の経緯等も踏まえ、「新型コロナウイルス対策行動計画」を改定したが、その過程において、法的整備を求める意見が寄せられてきており、政府内部においても法的枠組みも必要ではないかとの議論が行われた。このような状況の中で、同年一月、関係省庁対策会議において「新型コロナウイルス対策のために必要な法制度の論点整理」が取りまとめられ、公表された。この論点整理をもとに、法制度の必要性や法的枠組みについて与野党の勉強会の開催や全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本医師会や病院団体等の医療関係団体、経済団体、労働団体、厚生労働省新型コロナウイルス専門家会議メンバーなど医療・公衆衛生の専門家等幅広い関係団体との協力的な意見交換が行われた。その後、二〇二二年(平成三四年)一月、関係省庁対策会議において「新型コロナウイルス対策のための法制のたたき台」が取りまとめられ、公表された。このたたき台についても、地方公共団体関係者との実務者検討協議会や学識

経験者の意見を聴く場

図表1 法律の概要

～危機管理としての新型コロナウイルス及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 1. 体制整備等
(1)行動計画等の作成
(2)指定公共機関(医療、医薬品、医療機器の製造、販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定、業務計画の作成
(3)発生時に国、都道府県における特定措置(業務従事者等の就業員等に対する先行的予防措置)の実施
(4)医療従事者又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の業務を執行するもの
(5)海外発生時の水際対策の的確な実施

- 2. 「新型コロナウイルス等緊急事態」発生の際の措置
(1)外出自粛要請、真行場、集客等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
(2)生員に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
(3)医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
(4)緊急物資の運送の要請・指示
(5)政府で定める特定物資の完備の要請・指示
(6)理髪・火葬の特例
(7)生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の法的運用)
(8)行政上の申請制限の延長等
(9)政府関係金融機関等による融資

○ 施行期日：公布の日(平成三四年五月十一日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

あるため、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるように、対策の選択肢を示すものである。政府行動計画等を定めるに当たっては、対策が科学的・合理的なものとなるよう、学識経験者の意見を聴く仕組みも盛り込まれている（六条五項）。また、指定（地方）公共機関においても、政府行動計画等に基づき業務計画を作成する。

② 訓練（二二条）

新型インフルエンザ等の発生時に、国をはじめとした多数の関係機関が連携しついでに迅速に対策を実施するためには、平時から十分に訓練を行うことが重要である。指定（地方）行政機関の長等は、それぞれの計画に基づき、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。

③ 知識の普及等（二三条）

四条に規定される事業者及び国民の責務に対応して、国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識の普及、新型インフルエンザ等対策の重要性に関する国民の理解と関心を深めるための啓蒙に努めなければならないこととされている。

4 新型インフルエンザ等の発生時における措置（第三章関係）

全国的かつ急速にまん延するといふ新型インフルエンザ等の特性と通勤通学等により広域にわたりが日常的に移動している現実を踏まえ

既に蓄積されていき、発生した新型インフルエンザ等による症状が非常に重篤なものであり、国内でも発生しており、社会的な混乱が懸念されると判断された場合には、政府対策本部から新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる。政府の体制は、このように病原性についての科学的な知見を踏まえ、二段階構造となつており、もちろん、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合であっても、さらに追加して病原性がそれとは強いものではないと分かれれば速やかに新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言をすることとしている。なお、この二段階構造は、特措法で定める一つの措置についても同様となっており、はじめは要請をする、それが正当な理由なく従わない場合であって、時に必要性が高いときに限り、一定の行動を指示する、施設を一時的に管理者の同意なく使用するという重要な仕組みをとっている。

2 総則（第一章）

新型インフルエンザ等対策の表題について、国や地方公共団体に対してその責務を課しているが、国や地方公共団体のみでは十分な機能を果たすことができないことから、通常時から事業として行っている民間法人の協力をいただくこととしている。及び対策基本法と事應対処法でもおなじみの指定公共機関制度である。特措法では、感染症対策としての特殊性から、他法にはない「医療、医薬品、医療機器の製造販売」

が例示として追加で明記されている（二条本号）。さらに、特定接種の対象となる登録事業者（二八条、四三三項）に対しては、医療提供、国民生活及び国民経済の安定に寄与するため、まん延時においても事業を継続することが努力義務として課されている。

(1) 国、地方公共団体等の義務（三三条、四三三）

① 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めることや、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保することにも、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めることとされている。

② 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

(1) 政府対策本部等の設置等（二五条、一八条、二〇条、二二条、二四条）

① 内閣総理大臣は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その病状の程度が、季節性インフルエンザの病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、臨時に内閣に政府対策本部を設置（二五条）し、政府対策本部は、政府行動計画に基づき、基本的対処方針を定める（二八条）。基本的対処方針とは、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実施に際する対策についての基本的な方針を定めるもので、発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウィルスの特徴、流行の状況、地域の特徴、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社

会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。また、基本的対処方針を定めるに当たっては、対策が科学的・合理的なものとなるよう、学識経験者の意見を聴く仕組みも盛り込まれている（二八条四項）。

② 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定（地方）行政機関の長や指定公共機関に対し、指定（地方）行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができることとされている（二〇条一項）。

③ 政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、直ちに、都道府県対策本部を設置する。都道府県対策本部長は、都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができることとされている（二四条一項）。

④ 特定接種（二七条）

政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、登録事業者等に対する特定接種を行うこと等を指示することができることとされている。この

る。

⑤ 登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(2) 基本的な権利の尊重（二五条）

新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものでなければならない。

3 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等（第二章関係）

(1) 政府行動計画等（六条〜九条）

新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、政府、都道府県、市町村は、新型インフルエンザ等対策の事態に関する計画を作成する。事態に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウィルスの特徴などを予測することは不可能で

(2) 指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(3) 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び新型インフルエンザ等対策への協力に努めること、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に際し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(4) 登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(5) 基本的な権利の尊重（二五条）

新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものでなければならない。

る。

特定接種とは登録事業者に対して国民に先んじて実施する予防接種であり、民間の登録事業者に対し迅速に接種するため、国が地方公共団体や登録事業者等の関係者の協力を得ながら実施することとされている。

(3) 検査のための停留施設の使用、航空機等の運航制限の要請(二九条、三〇条)

① 新型コロナウイルス等の発生当初においては、検査法等に基づき、水際対策を実施する。水際対策については、ウイルスの侵入を完全に防ぐためのものではないとの前提に立つたうえで、ウイルスの病原性や感染力、海外の状況等を勘案して合理的な範囲で実施する。

検査を実施するに当たって、人的資源を集中的に投入し、検査を適切に行うため必要があるときは、検査実施のための海運港を集約することなどができる(検査を行う港及び飛行場(特定検査港等)を定めることができる)こととされている(二九条一項)。

また、検査所長は、検査をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検査を適切に行うため必要があるときは、特定検査港等周辺の施設の管理者が正当な理由がないのに同意をしない、又は管理者の所在が不明であるため同意を求めることができないときは、同意を得ないで、当該施設を使用することができることとされている(二九条五項)。

② 政府対策本部長は、厚生労働大臣から、検査のための停留施設の使用の措置を講じても停

留を行うことが著しく困難で、新型コロナウイルス等の病原体が国内に侵入することを防止できないおそれがあるとの報告があり、緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、内部に発生国内の地点から乗り込んだ者がいる航空機等の運航を行う事業者に対し、来航を制限するよう要請することができることとされている(三〇条)。

(4) 医療等の実施の要請等(三二条)

医療提供能力を超えれば、医療を提供すれば重症化はするが死にはしない人であっても、医療提供が行えないと死亡してしまう可能性が高まり、重症者も重症化する人が多くなると思われる。その意味で、新型コロナウイルス等が発生したときに最も重要なのは、やはり医療を確保することである。このため、都道府県知事、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、新型コロナウイルス等の患者(疑い患者を含む)に対する医療や特定接種、予防接種を行うよう要請することができる(三二条一項、二項)、さらに、正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対し、医療又は予防接種を行うべきことを指示することができることとされている(三二条三項)。なお、要請に応じ、又は指示に従って、患者に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡したり、疾病にかかったりしたときは、都道府県知事は、その損害を補償する仕組みを盛り込んでいる(六三三條、予防

接種の実施の要請、指示を受けた医療関係者は補償の対象外)。

5 新型コロナウイルス等緊急事態措置(第四章関係)

(1) 新型コロナウイルス等緊急事態宣言(三二条)

政府対策本部長は、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある等の要件に該当する新型コロナウイルス等が国内で発生したと認めるときは、新型コロナウイルス等緊急事態が発生した旨並びに新型コロナウイルス等緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその概要の公告(以下「新型コロナウイルス等緊急事態宣言」という)をすることとされている。新型コロナウイルス等緊急事態宣言は、新型コロナウイルス等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命、健康を保護できず、社会福祉を阻害してしまうおそれが生じるような事態であることを、国民に分かりやすく周知するためのツールであり、個別の緊急事態措置を行うための第一のトリガーという機能を持つ。政府対策本部長は新型コロナウイルス等緊急事態宣言を行った場合、基本的対処方針を変更し、新型コロナウイルス等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定め、これに基づき、地域の実情を踏まえつつ、各地域において必要な緊急事態措置が実施されることとなる。

また、政府対策本部長は、新型コロナウイルス等緊急事態宣言をした後、新型コロナウイルス等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型コロナウイルス等緊急事態解除宣言をすることとされている(三二条五項)。

(2) 政府対策本部長等の指示、市町村対策本部の設置(三三三條、三四条)

政府対策本部長及び都道府県対策本部長は、新型コロナウイルス等緊急事態において、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長(地方)公共機関に対し、必要な指示をすることができることとされている。

また、新型コロナウイルス等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、直ちに、市町村対策本部を設置することとされている。

(3) まん延の防止に関する措置

① 不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請等(四五条)

個別的な社会的対策として、感染しやすいく人混みなどを抑制していくという伝統的な公衆衛生対策を盛り込んでいる。都道府県知事は、住民に対し不要不急の外出自粛を要請することができるほか、学校、社会福祉施設などの多数の者が利用する施設を管理する施設管理者等に対し、当該施設の使用の制限等を講ずるよう要請、指示をすることができることとされている。これらは、国内発生早期に感染発生をピークを後ろにずらすため、あるいは患者数がこれ以上増加した場合には医療提供体制が破たんするおそれ

があるような場合に、新型コロナウイルス等の潜伏期間及び治癒までの期間(新型コロナウイルスの場合、発生しなければ明確ではないが、インフルエンザウイルスとしての共通性があるとすれば、おおむね一週間程度を想定)並びに発生状況を考慮して知事が期間を指定して行い、使用制限等の要請、指示をした施設については公表される。なお、この不要不急の外出自粛要請はもちろん、施設の使用制限等の指示に従わなくても罰則の対象とはならない。

② 住民に対する予防接種(四六条)

新型コロナウイルス等緊急事態宣言が出されている状況下において、緊急の必要があると認めるときは、予防接種法に基づき住民に対する予防接種を実施することとし、基本的対処方針において対象者及び期間を定めることとされている。なお、新型コロナウイルス等緊急事態宣言がなされない、すなわち病原性が弱いときに住民に対し予防接種を行う場合は、予防接種法六条三項に基づき臨時接種として行われることとなる。

(4) 医療等の提供体制の確保に関する措置(四八条、四九条)

都道府県知事は、区域内において医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、都道府県行動計画で定めるところにより、臨時の医療施設を開設し、医療を提供しなければならぬ(四八条一項)。また、臨時の医療施設を迅速に開設するため、医療法、消防法、建築基準法による技術的基準の規定を適用

除外とすることとされている(四八条二五項)。さらに、既存の医療施設を活用し、緊急事態における医療提供を行うために病床数等を変更する場合には、医療法の許可を不要とし、要室内等の居出をよいこととされている(四八条六項、七項)。臨時の医療施設開設に必要な場合には、土地、家屋又は物資の所有者等の同意を得て、土地等を使用することができることとされ、正当な理由がないとき又は所在不明のため同意を求めることができないときは、同意を得ずに使用することができることとされている(四九条)。

(5) 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

① 電気等の安定的な供給等(五三三條、五四条)

新型コロナウイルス等緊急事態においても、国民生活を維持するためには、ライフライン等を維持する必要がある。このため、電気事業者、ガス事業者、水道事業者、水道用み供給事業者及び工業用水事業者である地方公共団体並びに指定(地方)公共機関は、新型コロナウイルス等緊急事態において、電気及びガス並びに水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならないとの責務を課している。また、運送事業者、電気通信事業者並びに郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定(地方)公共機関は、新型コロナウイルス等緊急事態において、旅客及び貨物の適切な運送の実施、通信並びに郵便及び信書便の確保に必要な措置を講じなければならないとの責務を課している。

② 物資の売渡しの要請等(五四条、五五条)

新型コロナウイルス等緊急事態においては、
相当数のりもも想定され、国民の健康に
おそれがあるときは、重症者は入院させ、一方、軽症者は在宅で
の療養となる。このため、経済活動が縮小され
ることが想定され、物流についてもその活動が
滞り、予防接種を行おうとしても、予防接種を
実際に行う場まで、ワクチンを提供することが
できなくなる。

このような場合においても、国民の生命と健
康を確保するための対策を講じられるよう、指
定(地方)行政機関の長又は都道府県知事は、
関連事業者である指定(地方)公共機関に対し、
緊急物資の運送の要請を、医薬品の販売業者等
である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は
医療機器の配業を要請することができること
とされている(五五條一項、二項)。また、正
当な理由がないのに要請に応じないときは、新
型コロナウイルス等緊急事態措置の実施のため
特に必要があると認める場合に限り、輸送又は
配送を指示することができることとされている
(五五條三項)。

さらに、都道府県知事は、医薬品や食品等に
ついて、所有者に対し、売渡しを要請すること
ができることとされており(五五條二項)、正
当な理由がないのに要請に応じないときは、要
請を行った都道府県知事は、特に必要があると
認める場合に限り、取用することができること
とされている(五五條二項)。また、新型イン
フルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、医
薬品や食品等を確保するため緊急の必要がある

ときは、事業者に保管を命ずることができるこ
ととされている(五五條三項)。

③ 埋葬及び火葬の手続の特例(五六條)

新型コロナウイルス等の発生時において、大
量の死者が発生し、埋火葬を口指に行うことが
困難となる場合も想定される(重度の被害想定
スペインインフルエンザ並みの致死率である
との仮定では、死亡者数の上限値は六四万)。一
方、新型コロナウイルス等により死亡した者の死
体は、新型コロナウイルス等の感染源となりう
るため、埋葬、埋葬等に関する法律(昭和三十
三年法律第四号。以下「埋葬法」という)三
条において、死の判定を受けた者の葬する可能
性が全くないことを確認するため二四時間以内
の埋葬又は火葬を禁止しているところであるが、
感染症法三〇条においては、二四時間以内に埋
葬又は火葬ができる特別規定を設けている。こ
のため、厚生労働大臣は、埋葬又は火葬を口指
に行うことが困難な場合において、公衆衛生上
の危害の発生を防止するため緊急の必要がある
ときは、埋葬法の手続の特例(死亡届出受理市
町村以外の市町村)とも死亡診断書により埋葬・
火葬の許可を可能とする、市町村による埋葬・
火葬の許可がない場合でも埋葬、火葬場の管理
者による一定の手続のもと埋葬、火葬の実施を
可能とすることを想定)を定めることができる
こととされている(五八條一項)。また、一時
的に集中して死亡者が発生する等により、火葬
能力の限界を超える事態に備え、都道府県知事
は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は

火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛
生上の危害の発生を防止するため緊急の必要が
あると認めるときは、埋葬又は火葬を行わな
ければならないこととされている(五六條二項)。

④ 新型コロナウイルス等の患者等の権利利益
の保全等(五七條)

新型コロナウイルス等緊急事態となった場合
に発生する必要があると予想される特別措置で
あって、その具体的な内容が事前に想定できるも
のについては、新型コロナウイルス発生時に緊
急立法するのではなく、あらかじめ、国会から
授權を受け、発生時において政令で指定して措
置を発動できる仕組みを用意しておく必要があ
る。このため、特定非常災害の被害者の権利利
益の保全等を図るための特別措置に関する法律
(平成八年法律第五五号)を準用し、行政上の
権利利益に係る葬了日の延長、期限内に履行さ
れなかった義務に係る免責等の措置を盛り込ん
でいる。これにより、新型コロナウイルス等の
発生時に政令を定めることにより、例えば遺
族保証の満了日の延長など行政上の権利利益
に係る延長等が可能となる。

⑤ 生活関連物資等の供給の安定等(五八條)

新型コロナウイルス等の発生時においては、
生活関連物資等の供給不足やそうした供給不足
が生じることへの不安等を理由として、物価の
高騰や物資の買占めや売出し等が発生して、
国民経済及び国民生活の双方に悪影響が生じ
おそれがある。このため、指定(地方)行政機
関又は地方公共団体の長は、価格の騰貴・買占

め、売出しによる供給不足が生じ、又は生ず
るおそれがあるときは、政府行動計画(都道府
県行動計画、市町村行動計画)で定めるところ
により、「生活関連物資等の買占め及び売出し
みに対する緊急措置に関する法律」や「国民生
活安定緊急措置法」等に基づく適切な措置を講
じなければならないこととされている。

⑥ 政策金融の実施等(六〇條、六一條)

新型コロナウイルス等の発生時において、国
民や事業者が生活や事業を立て直すために資金
を必要とすることが想定され、融資案件の緩和
等の特別の金融を行うことにより、国民生活お
よび国民経済への影響を軽減できることが期待
できる。このため、政府関係金融機関等は、債
権期限・据置期間の延長や利率の低減等の適切
な措置を講ずるよう努めること(六〇條)、日
本銀行は、通貨・金融の調剤、金融機関間の資
金決済の円滑の確保を遂げ、信用秩序の維持に
資するため必要な措置を講じなければならない
こと(六一條)を盛り込んでいる。

6 財政上の措置等(第五五章関係)

(1) 損失補償等

① 損失補償等(六二條)

国及び都道府県は、二九條五項に基づく検疫
のための検疫施設の使用、四九條に基づく臨時
の医療施設の使用のための土地の使用、五五條
二項から四項までに基づく医薬品・食料等の取
扱や保管といった処分が行われたときは、当該
処分により通常生ずべき損失を補償等しなければ

ならないこととされている(六二條一項)。
「通常生ずべき損失」とは、社会通念上の一般
的な事象の下において生ずる損失のことであり、
特別な事象に基づく損失は含まれない。例えば、
損失には、物そのものが滅失毀損したことによ
る損失額、賠償のために新たに支出した費用等
のほか、保管を命ぜられなければ当該物であ
らう利益等が含まれる。また、医師、看護
師等が三條一項から三項までに基づく要請・
指示に従って、患者等に対する医療や特定接種・
予防接種を行った場合、国及び都道府県は、実
費弁償しなければならないこととされている
(六二條二項)。

② 損害補償(六三條)

医師、看護師等が三條一項、三項に基づ
く要請・指示に従って、患者等に対する医療の提
供を行った場合、そのために死亡等したときは、
その損害を補償しなければならないこととされ
ている。なお、特定接種・予防接種の要請の要
請・指示を受けた医師、看護師等は、この補償の
対象とはならない。

③ 国等の負担(六九條、七〇條)

新型コロナウイルス等が全国的にまん延し、
短期間に数十万人規模の死亡者が発生しうるこ
うな点で、大規模災害と同様する面があること
も踏まえ、国は、地方公共団体が支弁する特措
法の規定に基づく住民に対する予防接種の措置
等、一定の措置に要する費用に対して、その二
分の一を負担するとともに、地方公共団体の財
政力(標準税収入)に応じた国庫負担率のかさ

上げ措置を講じることとしている。また、新型
インフルエンザ等が発生した場合に対策に必要
な費用がどの程度になるかについては、新型イ
ンフルエンザ等の感染性の程度や国内での流行
状況により異なるものであるため、発生時の状
況を踏まえて、地方公共団体が支弁する費用に
対する必要な財政上の措置を講ずることとし
ている(七〇條)。

7 罰則(第七三章関係)

都道府県知事、指定(地方)行政機関の長の
保管命令(五五條三項、四項)に従わず、特定
物資を隠匿し、埋蔵し、隠蔽し、又は搬出した
者に対し、六月以下の懲役又は三〇万円以下の
罰金(都道府県知事、指定(地方)行政機関の
長による土地、家屋、物資又は特定物資の立入
検査(七二條一項、二項)を拒み、妨げ、若し
は隠蔽し、又は必要な報告をせず、若しくは
虚偽の報告をした者に対し、三〇万円以下の罰
金。さらには罰則規定が盛り込まれている(七
六條、七八條)。

8 施行期日

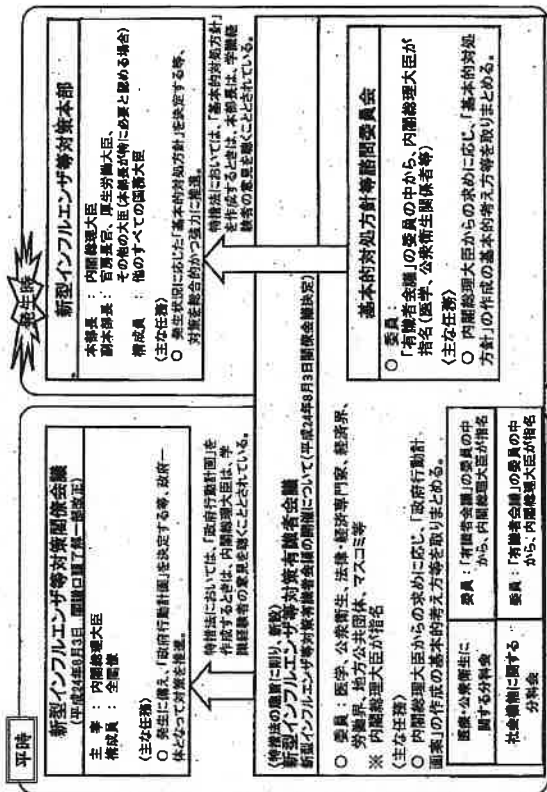
特措法は、公布の日から起算して一年を超え
ない範囲内において政令で定める日から施行す
ることとされている(附則一)。

6 おわりに

新型コロナウイルスは、発生してみなければ

学識経験者を一堂に会する場として二〇二二年(平成三十四年)に設置された新型インフルエンザ等対策有識者会議(図表4参照)において、鋭意検討中であり、特措法が国民の生命・健康の保護と社会の危機管理に役立つものとなるよう、関係者・団体のご協力を要願いたします。
(内閣官房新型インフルエンザ等対策室 佐藤 純)

図表4 新型インフルエンザ等対策に係る対処体制



その病原性などは判明しないものであるが、飛沫・咳といった初期感染が主な感染経路と推測されるなど、基本対応の特徴を有していると考えられている。

このため、新型インフルエンザの発生直後は、新型インフルエンザに関する情報や発生時となるべき行動もその対策に関する知識を得るとともに、通常のインフルエンザと同様、手洗い・マスク着用などによる咳エチケット等の個々人における感染予防策を要請するよう努めることが重要である。また、発生時に備えて、家庭において等の備蓄を行うことが望ましいであろう。さらには、新型インフルエンザの発生時には、発生の状況や要配慮されて

いる対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個々人における対策を実施するよう努めていただきたい。

また、一般の事業者においては、新型インフルエンザの発生直前に備えて、職場における感染予防や事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための準備を行うことが重要である。

一方、今後、特措法における指定(地方)公共機関となる事業者については、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザの発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザの発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努めることが重要である。

新型インフルエンザは目に見えず、不安が大きいものであるが、政府、地方公共団体、医療界、経済界、労働界、家庭など国民一体となつて、正しい情報により正しい行動がとれるように、一歩一歩を合わせていくことが、国民の生命・健康を守り、社会を維持していくことにつながるなどの認識を持つことが極めて重要である。

なお、特措法は、公布日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、このため、施行に向けて、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行う場合の条件や施設の使用制限の要請等の対象施設などの政令事項や、施行後に定めることとなる政府行動計画などの重要事項について、法律、警察、危機管理の専門家や地方団体等の幅広い

Webで、より広く、深く、わかる。学べる。

自治Pedia [ペディア]

自治体法務を担う職員のスキルアップや日常業務をサポートする、Webを利用した「新サービズ」

- ◆ 地方自治法関係の専門用語解説・事例解説・条理解説が入ったデータベース構築することが可能
- ◆ 自治体の実務に必要な地方自治法関係の行政実例などの情報を断片的に検索することが可能

こんな時にオススメ

- 対外的文書作成時の根拠確認
- 政策立案の際の事例収集
- 管理職試験や自己啓蒙のための学習時

年間利用料
▶ 5,040円(税込)

http://www.jjichi-pedia.com 自治ペディア



第一法規

東京都千代田区2-11-17 TEL 0120-803-694
http://www.jjichimb.co.jp FAX 0120-302-640

◆先日、富士スピードウェイでドラッグレースを観戦した。ドラッグレースとは、四台の車を並走してタイムを競うアメリカ発祥の自動車競技である。

◆レースは、バイクの部、自動車部の続き、最後は本物のドラッグカーのお出ましである。重量僅か一トンの軽快な車体に排気量八〇〇〇cc超、出力五〇〇〇馬力超のトルクは計測不能とのこと。V8エンジンを積んだ姿はまさに「モンスターマシン」で、静止状態から数秒でコーナー地点を駆け抜け、パラシュートで減速する一瞬のレースであった。タイヤの空転による白煙を捲ける臭い、そして何よりも耳を聳く轟音に、車がお好きな方は一度包まれてみてはいかがか。(田)

◆今月初旬、田植えに行ってきた。初めての経験で、泥にまぶさをつまむのか、気味悪く、泥にまぶさをつまむのか、不安だらけだったが、ホウレンソウやカブト工などをはじめ草刈はお目にかかれない生物連との遭遇や、水田独特なぬるぬるの悪臭などすべてが面白く、興奮した。

◆この田んぼはアイガモ農法を採用しているが、孵化後にはさばかれる運命が待っている(生まれた鳥を殺めるのは戻込みししてしまおう)。今回の田植え同様、肥料の会にも子どもが沢山来るそうだが、彼らの心にはどう影響するのだろうか。自分植えた草苗を育てて食べることも、早く育った鴨を食べること。純な心を携った成長を追ってみたい。(城)

次号予告

▽法律解説 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律／消費者安全法の一部を改正する法律／地方自治法の一部を改正する法律／犯罪時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律ほか

■編集部では皆様の「意見」や「希望」をお待ちしております。上記までお気軽にご連絡ください。

法令解説資料総覧

第377号 (2013年6月号)

発行日——2013年6月25日

定価——1,750円 本体1,067円
年間購読料21,000円

編集人——田中英弥

発行所——第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
http://www.daiichihokai.co.jp

お問い合わせフリーダイヤル

TEL 0120-203-694

土・日・祝日を除く9:00~17:30

FAX 0120-302-640 (24時間受付)

自治体への影響とその対応行程をわかりやすく解説

ポイント解説

地域主権改革 関連法

自治体への影響とその対応に向けて

川崎政司 (慶應義塾大学大学院法政研究科教授)【監修】
A5判・272頁 定価2,100円(税込)

本書の特色

- ▶ これまでの地方分権改革の検討過程と今後の課題を総覧
- ▶ 自治体が取るべき対応、見直しのポイント、作業工程、条例立案こともなう検討課題に焦点をあてて解説
- ▶ これからの取り組みにあたって必須の一冊



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 F107-8560
Tel. 0120-203-694
http://www.daiichihokai.co.jp

ご注文はWEBからも承ります。
Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

地域主権時代に求められる法制執務の基礎能力を身につける

第3次改訂版

法制執務の基礎知識

法令理解、条例の制定・改正の基礎能力の向上

大島益彦 (元参議院法制局副長)【監修】
A5判・320頁 定価2,940円(税込)

本書の特色

- ▶ 法制執務の前提となる、法令、条例の構造理解や制定・施行の手続きを具体的に解説
- ▶ 実務上、最も重要な「一部改正」の方法を、豊富な事例でいていかに解説